

上山市消費生活センターだより

令和 7 年 3 月発行

誰でも簡単に1日3万円稼げる!?

副業関連トラブルにご注意ください!!

インターネット(主にSNS)上で、「誰でも簡単に儲けられる」「1日で数万円稼げる」という副業を見つけて申し込み、マニュアルの購入や高額なサポート契約をしたにも関わらず、全くお金を稼ぐ事が出来なかったというトラブルが増えています。サポート契約を解約しても返金に応じてもらえない事例が多いため、注意が必要です。

育児中、少しでもお金を稼ぎたいと思いスマホで副業を検索。
「自動で稼げる」「1日3万円儲かる」という副業に申込み、
1万5000円のスタートブックを購入した。購入後すぐ、
不安になり解約したいと事業者伝え、解約は受け付けるが
スタートブックの代金は返金できないと言われた。



消費者庁イラスト集より

SNS広告から*アフィリエイトの副業を契約。ビジネス資金
250万円は事業者が自分のスマホ画面を遠隔操作し、複数の
消費者金融から借金して支払った。しかし全く儲からず、
消費者金融への返済が厳しくなったため、途中解約を申し出
たところ、一切返金できないと言われた。



*アフィリエイトとは…インターネット上(ブログなど)で企業の広告を掲載し、その広告を経由して商品やサービスが購入された場合に報酬を得るマーケティング方法。(成果報酬型広告)

副業トラブルは若年者から高齢者まで幅広い年代で発生しています。
「誰でも」「簡単に」「高収入」を得られる副業はありません。
契約する前に一旦冷静になって考えてみましょう。



また、契約時に高額なサポート料金を支払うため消費者金融からの借金を指示される事例もあります。「借金した分はすぐに副業で取り戻せる」と言われても、安易に借金に応じてはいけません。

事業者へ支払いをする前に、家族や消費生活センターへ相談しましょう。

☑ 消費生活センターってどんなところ？

消費者と事業者との間で起きたトラブルの解決のために、助言やあっせんを行なっています。

また、消費者トラブル防止のための出前講座も実施しています。事業者とのトラブルで困った際はいつでも気軽にご相談ください。



* 原則として、ご本人からご相談ください。

(トラブルに遭った方ご本人が、認知症や病気等で相談することが難しい場合は、介護や見守りをしている方からの相談も受け付けます)

* ご相談の際は、契約内容が分かる資料(契約書・領収書等)をご準備頂くと、問題点の把握や助言をする際に参考になります。

* 消費生活センターでは受け付けられない相談もあります。
一例を記載いたしますのでご確認ください。



お受けできない相談例

* 事業者からの相談…消費生活センターは消費者からの相談を受け付ける窓口です。事業者から相談があった際は、事業者向けの相談窓口をご案内しています。

* 個人間取引の相談…消費生活センターは消費者・事業者間で起きたトラブルについて助言を行なっています。個人間での売買契約や金銭貸借等については助言する事が出来ないのをご了承ください。

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、

消費者ホットライン ☎188 (いやや!) または、

上山市消費生活センターへご相談ください!!



【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎023-672-1111 内線 115